

学校いじめ防止基本方針

平成30年（2018年）3月改訂

豊中市立第八中学校

学校いじめ防止基本方針 目次

はじめに	3
第1章 いじめ防止に関する考え方	4
1. 基本理念	
2. いじめの定義	
第2章 いじめの防止にむけた取組み	6
1. いじめの防止にむけた共通理解	
2. いじめの防止にむけた指導	
第3章 いじめの早期発見	8
1. 基本的な考え方	
2. 早期発見に向けた心構え	
3. 早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する措置	10
1. 基本的な考え方	
2. いじめの解消	
3. レベルに応じた対応	
4. いじめを認知したときの具体的な対応	
5. いじめられた生徒への支援	
6. いじめた生徒への指導	
7. 集団指導のポイント	
8. ネット上のいじめへの対応	
9. いじめの把握にむけた方策	
第5章 学校における組織体制	16
第6章 年間計画	17
資料編 いじめの早期発見チェックポイント	19

はじめに

平成 25 年（2013 年）4月に制定された、「豊中市子ども健やか育み条例」では、「子どもは生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。」と謳われています。

子どもたちを取り巻く様々な課題が山積する中で、より複雑になり多様化・深刻化したいじめの問題が起きています。いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるのみならず、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、教育を受ける権利をも奪う、まさに重大な人権侵害です。

「いじめ」は、「どこの学校でも起こりうること」として捉え、「一人ひとりの思いを大切に、仲間づくり、共に学びあう学校づくり」をすすめ、いじめを許さないという価値観を持つ集団を創りあげる取組みを進めることが求められています。

子どもの健やかな育ちのためには、いじめ問題への対策は急務であり、いじめによる人権侵害から子どもを救うためには、学校、大人を含めた社会総がかりで取り組む必要があると考えます。

本校は、豊中市でも数少ない小規模校です。生徒は小学校の頃から小集団で育ってきたことから、互いの人間関係が深い一方で、硬直化しやすいという一面を持っています。学級集団においては、小集団の中でどのグループにもなじみにくい生徒が生まれる可能性もあります。また、学習面や友人関係においても自分のしんどい部分や悩みなどはなるべく表に出さないでおこうとする傾向が見られるとともに、悩みを自分一人で抱え込んでしまい、自ら相談することが少ない傾向も見られます。したがって、学校として常にいじめに対するアンテナを高く保ち、教職員間の連携を密にしながら、迅速かつ適切に対処する必要があります。

このようなことから、法第 13 条に基づき、豊中市が示すいじめの防止等のための基本的な方針「豊中市いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの防止等のための対策を組織的に実行するために、ここに豊中市立第八中学校における「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

豊中市立第八中学校
校長 六嶋 明宏

第1章 いじめ防止に関する考え方

1. 基本理念

①いじめは絶対に許されない

いじめは、生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全ての生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

②対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、生徒たちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要である。

③地域社会全体で取り組む

いじめ防止に向けては、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で生徒に自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

④大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、生徒に悪影響を与えるという指摘もある。

生徒を取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切である。

⑤生徒の人権意識を育む

いじめを生み出さないために、生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要である。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要である。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる

ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【留意点と具体例】

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったところにとどまらずに、要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察・保護者と連携した対応を取ることが必要である。

第2章 いじめの防止にむけた取組み

1. いじめの防止にむけた共通理解

- ①いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、その子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、教育を受ける権利をも著しく奪う、まさに重大な人権侵害であること、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめは卑怯な行為である」との認識をもち、教職員各々が、その役割と責任を自覚する。
- ②「いじめはどの子どもにも、どこの学校でも、起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実をすべての教職員が認識し、いじめの未然防止に取り組む。
- ③いじめを加害、被害という二者関係だけとは捉えず、学級や学年、あるいは部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性、いじめをはやしたてる、傍観者的な立場を取るなど）にあることを認識し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成する。
- ④全教職員は、生徒のいじめに関する情報を見聞きしたときには、どんな些細なことであっても親身に対応する。
- ⑤生徒に対しては、全校集会や学級活動において、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ⑥学校や学級において、人権尊重の精神がみなぎる学習環境を構築し、人権感覚を育む学習活動を総合的に推進するとともに、生徒のコミュニケーション能力や社会性を育むことにより、他人の気持ちを共感的に理解し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
- ⑦いじめの防止について、学校の特色に応じた具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。
- ⑧集団づくりにおいて、すべての生徒一人ひとりが活躍できる場や他者の役にたっていると感じ取ることができる機会を提供することにより、「認められている」「他者の役に立っている」という自己肯定感や自己有用感を育む。
- ⑨取組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、点検を行う。

2. いじめの防止にむけた指導

①いじめに向かわない態度を育成する

集団の中には自分とは違う容姿や考え方、能力、価値観を持っている仲間がいるという認識を持たせるとともに、自分との違いを個性として認め合う姿勢を大切にさせる。また、コミュニケーション能力を育てる方法として、自分の思っていることを論理的に話す機会を増やす。

②分かりやすい授業づくりを進める

全ての生徒が理解でき、一人一人が主体的に参加できるような授業づくりに取り組む。また、年に数回公開授業を行ない、教職員がお互いの授業に入り、気づいたことを出し合うなど、相互の授業の研鑽に努める。

③生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進める

日常の学校生活の中で一人一人が活躍できる場面は多くないことから、行事や調べ学習などに取組む時は、小集団の班編成を作り、その中で生徒一人一人に役割分担を与えてその役割を果たすという経験を積ませる。

④ストレスに適切に対処できる力を育む

学校生活では、ストレスが個々の生徒にかからないような集団であることが望ましいが、多くの生徒に大なり小なりストレスが存在し、それにどう向き合うかが問題となる。部活動や、自分の打ちこめるものに専念させ、そのなかで生徒の実情に合わせた適切な指導や助言を行う。

⑤いじめを助長するような教職員の不適切な言動等を撲滅する

教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを助長させるとともに当該生徒を孤立させ、深刻化させるとの共通認識を持つ。また、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施し、いじめの事例や対処方法等についての知識を深める。

⑥自己有用感や自己肯定感を育む

学級において、友達の「いいところ探し」などに取組む。また、学級通信や学年通信などで生徒の日常の些細なことでも活躍した場面などがあれば積極的に紹介する。行事においては役割分担をし、成功体験を積ませるとともに、委員会活動などでは、年長のものが年少のものを指導する経験をさせる。異年齢との交流も自己有用感を高める貴重な体験として取組ませる。

⑦生徒が自らいじめについて学び取組む

いじめがあった場合は、状況に応じて学級、学年の問題として明らかにし、その行為が具体的にどのような問題があったのか、また、集団としてどうあるべきであったかを問いかけ、二度とそのような行為が繰り返されないように指導する。

第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

- ①いじめは他の生徒の目が行き届かない時間帯や場所で行われたり、遊びを装って行われたりしているなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。このことを全教職員が認識し、些細な兆候であってもいじめの可能性を見のがさず、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、積極的に認知する。
- ②子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、対策組織に報告し、他の教員とともに情報共有するとともに、迅速に初期対応を行う。
- ③年間計画に位置付けられた定期的なアンケート調査を実施するとともに、教育相談の実施や、電話相談の窓口の周知等、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ④早期発見の取り組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織が中心になり点検を行う。

2. 早期発見に向けた心構え

①小さな変化を見逃さない

いじめを早期に発見することは、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。学校・家庭・地域が生徒の小さな変化に気づく力を高めることが必要である。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つことが何より大切である。

また、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切である。

②情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく情報を共有し、迅速に対応しなければならない。特に、子どもが気づいた場合には、学校・家庭・地域で気がねなく相談できる環境を整えることが大切である。

3. 早期発見のための措置

①定期的なアンケートの実施

学期に一回、学校アンケートを実施する。また、一学期、二学期末の三者懇談においては必ず、困っていることはないか、困っている友達はいないか、などの聞き取りを十分に行う。すこやか委員会では、各学年生徒指導担当の他、養護教諭、スクールカウンセラーからも意見を聞き、情報を共有する。

②日常的な観察

担任、副担任、当該学年を問わず、恒常的に生徒の様子を観察し、気になることがあれば、些細なことであっても交流を密にする。また、授業中はもちろんこと、昼

休みは担任が教室に出向き、生徒といっしょに昼食を食べるなど、交友関係の微妙な変化や、クラスの雰囲気の変化を感じ取る等、常時生徒にアンテナを高く保つ。

③保護者と連携した見守り

普段から保護者と気兼ねなく話し合える雰囲気を構築する。一方的な価値観を押し付けるのではなく、家庭の実態や家庭の中での保護者と生徒との関係に配慮をした上で、家庭の教育方針や気持ちに十分寄り添い、保護者と教職員が一致した方向で生徒の指導に当たるように心がける。

④生徒、保護者、教職員が相談できる体制づくり

生徒と教職員も普段から気兼ねなく話し合える雰囲気や信頼関係を構築しておく。生徒、保護者にはスクールカウンセラーの登校日時、相談の予約の入れ方についても周知し、スクールカウンセラーに相談することの敷居が高くないように配慮する。

また、教職員がいじめについて一人で抱えこむのではなく、管理職や生徒指導主事、学年集団に気兼ねなく相談できる雰囲気を構築しておく。

⑤学年通信や生徒指導だよりによる相談体制の周知

すこやか委員会や生徒指導部会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、修正する。

第4章 いじめに対する措置

1. 基本的な考え方

- ①いじめの発見、通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、他の教職員とともに情報共有するとともに、速やかに関係生徒から丁寧に事情を聴き取るなどして、事実確認を行い、いじめの有無の確認を行う。いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先する。
- ②事実確認の結果は、速やかに関係生徒の保護者に連絡するとともに、市教育委員会児童生徒課生徒指導係へ報告する。特に、いじめられた生徒の保護者へは、家庭訪問などにより迅速に丁寧に事実確認を伝える。
- ③いじめられた生徒の親しい友人や家族などと連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、学校生活における安心、安全を最優先に確保するために、複数の教職員による見守り体制をつくる。当該生徒が落ち着いて教育を受けられるために、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家の協力を得る。
- ④いじめた生徒の保護者へは、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携してその後の対応を行う。
- ⑤いじめた生徒への指導では、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示し、いじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。
また、いじめた生徒が自己と向き合い、自分の行為の重大さを認識し、心から悔いる気持ちに至るよう粘り強い説諭や対話を行う。
なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも留意し、当該生徒の健全な心の発達に配慮する。その指導において、十分な効果があげることが困難な場合や、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察機関及び福祉関係機関等との連携により対処する。
- ⑥いじめが起きた集団に対しての指導では、学級または学年全体的話し合いを通して、見て見ぬふりをしていたり、面白がったり、はやしたてたりして見ていたことも、いじめられた生徒にとっては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑦携帯電話やスマートフォンの所持率の増加により、不適切な書き込みによる被害が拡大していることから、不適切な書き込みを発見した場合等は、直ちに適切な措置をとる。また、不適切な書き込みをした生徒へは、その行為がいじめであるばかりではなく、名誉毀損やプライバシー侵害につながる恐れが強い重大な犯罪であることを毅然と指導する。また、学校における情報モラル教育を進める。
- ⑧いじめへの対処の取り組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、すこやか委員会が中心になり点検を行う。

2. いじめの解消

①いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している状態」とは、少なくとも、次の2つの要件が必要である。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること。3か月を目安にモニタリングを行う。

- ・ 心理的又は物理的影響が与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。
- ・ 但し、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、教育委員会またはすこやか委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・ 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視（モニタリング）し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視（モニタリング）する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・ 被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により現認する。
- ・ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。すこやか委員会においては、いじめが解消に至るまで、被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・ 「解消している」状態に至った場合にでも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3. レベルに応じた対応

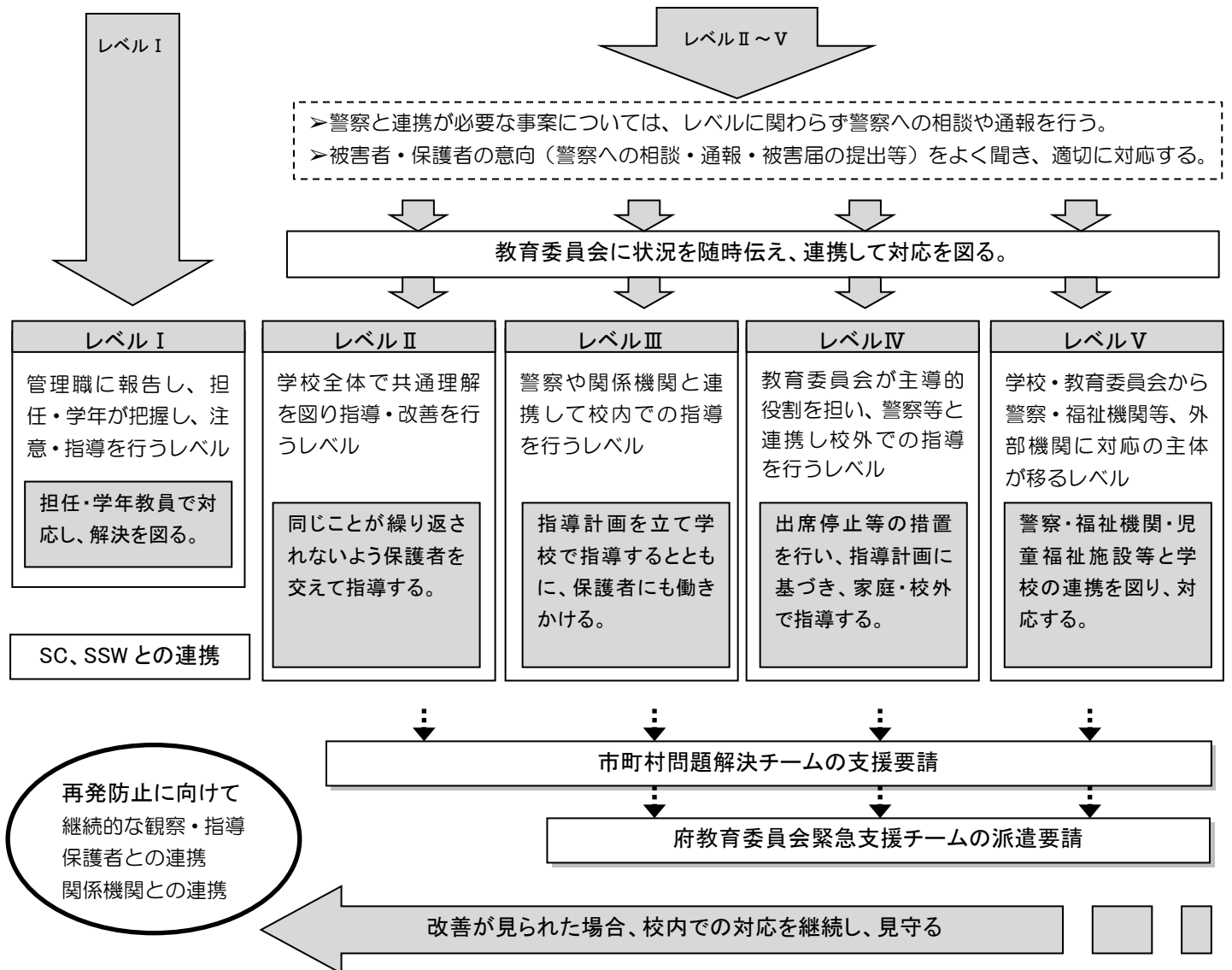
いじめの態様については様々であるため、一概に判断することは困難であるが、下記のレベルに応じた対応チャートを参考に進めることが望ましい。

5つのレベルに応じた対応チャート

学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。

対処する意義は以下の4点である。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②いじめによる被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつついじめの改善を図る。



4. いじめを認知したときの具体的な対応

- ①いじめの疑いがある行為には、早急かつ適切に対処する。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、指導に当たる。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、時間をとって直接会い、真摯に傾聴する。
その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう十分に配慮する。
- ②教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職・生徒指導主事等に報告し、すこやか委員会で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告する。
- ④被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により、より丁寧に行う。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守るという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5. いじめられた生徒への支援

- ①いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ②いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、すこやか委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る。

6. いじめた生徒への指導

- ①速やかにいじめを止めさせ、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ②事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

7. 集団指導のポイント

- ①いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉え

させる。いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。また、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

- ②同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- ③「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- ④被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
- ⑤いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。
- ⑥外部機関との相談が必要と判断された場合など、教育相談等で得た生徒の個人情報の対外的な取扱いについては慎重に行う。

8. ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、すこやか委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ②書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③教科、道徳、総合的な学習の時間等を通して、情報モラルに関する学習をすすめる。

9. いじめの把握にむけた方策

- ①学期に一回、学校アンケートを実施する。また、一学期、二学期末の三者懇談においては必ず、困っていることはないか、困っている友達はいないか、などの聞き取りを十分に行う。すこやか委員会では、各学年生徒指導担当の他、養護教諭、スクールカウンセラー等から意見を聞き、気になっている生徒があれば情報を共有する。

②日常の観察

全ての教職員が恒常的に生徒たちの様子を観察し、気になることがあれば、細かいことであっても交流を密にする。また、授業中はもちろんこと、昼休みは担任等が教室に出向き、生徒といっしょに昼食を食べることにより、友達関係の微妙な変化や、クラスの雰囲気の微妙な変化を感じ取る等、常時、生徒に対してアンテナを高く保つ。

③保護者との連携

平素から保護者と気兼ねなく話し合える雰囲気や信頼関係を構築する。教職員の一方的な価値観を押し付けるのではなく、家庭の実態や家庭の中での保護者と生徒との関係に配慮し、家庭の教育方針や気持ちに十分寄り添い、保護者と教職員が一致した方向で生徒の指導に当たる。

④相談体制の周知

学年通信や生徒指導だよりにより、相談体制を広く周知する。
すこやか委員会や生徒指導部会により、相談体制が適切に機能しているかなど定期的に点検する。

第5章 学校における組織体制

名称 「すこやか委員会」

・構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、不登校担当、各学年代表、支援学級担任、養護教諭、
スクールカウンセラー

・役割

学校いじめ防止基本方針の策定

いじめの未然防止と対応

検討会議の開催

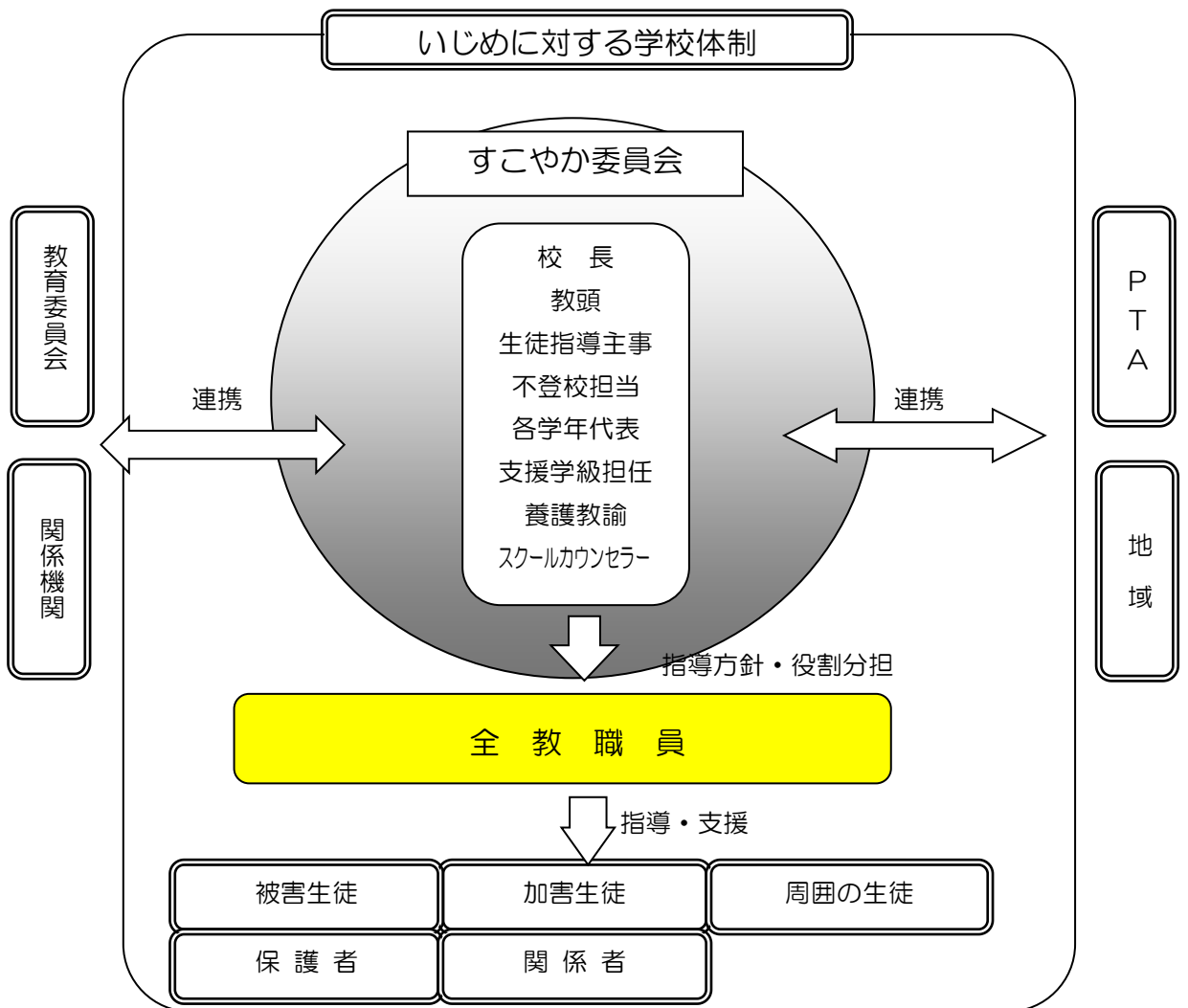
教職員の資質向上のための校内研修の実施

年間計画の企画と実施

年間計画進捗のチェック

各取組の有効性の検証

学校いじめ防止基本方針の見直し



第6章 年間計画

豊中市立第八中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	全 体
4 月	生徒・保護者への相談窓口周知 生徒個人カードによる生徒状況の集約 クラス方針提示 家庭訪問 生徒会レクによる仲間意識をの高揚	生徒・保護者への相談窓口周知 生徒個人カードによる生徒状況の集約 クラス方針提示 家庭訪問 生徒会レクによる仲間意識をの高揚	生徒・保護者への相談窓口周知 生徒個人カードによる生徒状況の集約 クラス方針提示 家庭訪問 生徒会レクによる仲間意識をの高揚	第1回すこやか委員会 年間計画の確認 情報共有 方針の見直し 第2回すこやか委員会 情報共有・取組み検証 P T A 総会での方針説明
5 月		宿泊学習	修学旅行	懇談や家庭訪問による生徒状況の集約
6 月	学校生活アンケート 学校生活アンケート結果に基づく取組	学校生活アンケート 学校生活アンケート結果に基づく取組	学校生活アンケート 学校生活アンケート結果に基づく取組	第3回すこやか委員会 情報共有・取組み検証
7 月	保護者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 1学期の振り返り	保護者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 1学期の振り返り	保護者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 1学期の振り返り	教職員間オープンスクールによる公開授業 第4回すこやか委員会 情報共有・取組み検証 1学期いじめ状況調査
9 月	学校生活アンケート結果に基づく取組み	学校生活アンケート結果に基づく取組み	学校生活アンケート結果に基づく取組み	第5回すこやか委員会
10月	体育大会集団作り オンリーワン学習 社会性の育成 異年齢との交流	体育大会集団作り オンリーワン学習 社会性の育成 異年齢との交流	体育大会集団作り オンリーワン学習 社会性の育成 異年齢との交流	第6回すこやか委員会 情報共有・取組み検証
11月	人権講演会	人権講演会	人権講演会	第7回すこやか委員会 情報共有・取組み検証
12月	千里ふれあいフェスタ 異年齢・地域との交流 保護者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 2学期の振り返り	千里ふれあいフェスタ 異年齢・地域との交流 保護者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 2学期の振り返り	千里ふれあいフェスタ 異年齢・地域との交流 保護者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 2学期の振り返り	2学期いじめ状況調査

1 月	学校教育自己診断	学校教育自己診断	学校教育自己診断	第8回すこやか委員会 学校教育自己診断の分析
2 月	学校教育自己診断結果に基づく取組み	学校教育自己診断結果に基づく取組み	学校教育自己診断結果に基づく取組み	
3 月	1年間の振り返り	1年間の振り返り	3年間の振り返り	第9回すこやか委員会 年間の取組みの反省 3学期いじめ状況調査

<参考>

1. いじめに関する相談窓口

- ◇ 教育相談窓口(児童生徒課生徒指導係青年の家いぶき内)

電話番号06-6866-0783

(月曜日～金曜日10時～17時受付)

- ◇ 教育相談総合窓口(児童生徒課教育相談係教育センター内)

電話番号06-6840-8121

(月曜日～金曜日9時～17時受付)

- ◇ こども総合相談窓口(こども相談課すこやかプラザ内)

電話番号06-6852-5172

(月曜日～金曜日9時～17時15分受付)

2. 参考資料一覧

- ◇ いじめ防止指針

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimebousisisin.html>

- ◇ いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>

- ◇ いじめ対応プログラム実践事例集

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>

- ◇ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>

- ◇ 5つのレベルに応じた問題行動へのチャート

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>

資料編 いじめの早期発見チェックポイント

(1) 学校で

- 授業に意欲をなくし、集中力が無くなってきた子はいないか。
- 休み時間や放課後、一人でいることが多い子はいないか。
- 休み時間や放課後、用もなく職員室に来たり、前をうろうろする子はいないか。
- 教育相談、日記、班ノートなどに不安・悩みなどを抱えている子はいないか。
- 保健室に出入りすることが多くなっている子はいないか。
- いつもおどおどしている子はいないか。
- 理由無く欠席、遅刻、早退が増えてきた子はいないか。
- 理由のはっきりしない打撲や傷跡のある子はいないか。
- 衣服が乱れたり、汚れていたり、破れたりしていないか。
- 元気がなく、気持ちの沈んでいる子はいないか。
- 教員を避けるようになっている子はいないか。
- グループから急に離れたり、交友関係の変化した子はいないか。
- 常に人の言いなりになっている子はいないか。
- 一人離れて教室に入ってくる子はいないか。
- 椅子や机を乱されている子はいないか。
- 授業中発言したら、理由もなく笑われている子はいないか。
- みんながやりたがらない学級の仕事を押しつけられている子はいないか。
- 忘れ物が多くなったり、成績が急に下がりだした子はいないか。

(2) 家庭で

- 衣服が破れたり、汚れたり、持ち物を失ったりすることが急に増えていないか。
- 「ケンカ」をしたとか、「ころんだ」とか言って、「あざ」をつくったり、「けが」をしてきたりすることがないか。
- 金遣いが急に荒くなったり、家庭の金品を持ち出したりすることはないか。
- 急に口数が少なくなっていないか。
- 独り言を言ったり、夜中にうなされたりすることはないか。
- 友だちからの電話で、理由も言わずに家を飛び出すなど、友だちの言いなりになることが増えていないか。
- 友だちが急に遊びに来なくなったり、友だちの話をしなくなったりして、ひとりぼっちで家にいることが多くなっていないか。
- 友だちや先生に対する不満を口にするのが、最近、多くなっていないか。
- 「しんどい、病気や。」といて、学校を休みたがったり、遅刻早退が増えていないか。
- 急に勉強しなくなったり、無気力になったり、食欲がなくなったりすることはないか。